

# 令和3年度音声教材普及推進会議実施要項

文部科学省初等中等教育局教科書課

## 1. 趣旨

発達障害等により、通常の検定教科書等において一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教科用特定図書等としての音声教材について、各教育委員会等の教科用特定図書等の担当者等に対して周知を図り、もって音声教材の普及推進に資することを目的として本会議を開催する。

## 2. 対象者

- (1) 各都道府県教育委員会の教科用特定図書等担当者
- (2) 市区町村教育委員会の教科用特定図書等担当者
- (3) 学校の教員、保護者等

## 3. 開催方法等

YouTube の録画動画配信（一般公開）とし、配布資料は文部科学省ホームページに掲載する。配信開始日等は後日連絡する。

## 4. 内容

本会議の内容は概ね以下のとおりとする。

- (1) 文部科学省行政説明
- (2) 令和3年度音声教材の効率的な製作方法に関する調査研究の受託団体による説明（各団体の製作する音声教材の特徴・使用方法等）
  - ・公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会
  - ・東京大学先端科学技術研究センター
  - ・NPO法人エッジ
  - ・茨城大学
  - ・広島大学
  - ・愛媛大学
- (3) 学校現場におけるアセスメントとICT利用による読み書き支援  
（東京大学先端科学技術研究センター 近藤武夫准教授）

## 5. 質問事項等記入用紙の提出

- (1) 本会議における情報発信等の参考とするため、質問事項等があれば提出すること。
- (2) 都道府県教育委員会の教科用特定図書等担当者は、域内の市区町村教育委員会（政令市教育委員会も含む）の教科用特定図書等担当者に質問事項

等について別紙により照会し、一つのファイルに取りまとめの上、文部科学省に提出すること。その他、都道府県教育委員会からの質問事項等がさらであれば、別紙に追記した上で提出すること（質問事項等がない場合は提出不要）。

(3) 市区町村教育委員会（政令市教育委員会も含む）の教科用特定図書等担当者は、質問事項等がある場合は別紙にまとめ、都道府県教育委員会に提出すること。

(4) 質問事項等を提出する際には、あらかじめ、下記URLにおいて掲載している過去の音声教材普及推進会議の配布資料・説明動画や音声教材に関するQ&A等を確認すること。

（文部科学省ウェブサイト）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/1374019.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1374019.htm)

(5) 提出方法等は以下のとおりとする。

**【提出方法】**

電子メールの添付ファイルにより提出

**【提出期限】**

7月9日（金）

**【提出先】**

文部科学省初等中等教育局教科書課教科用特定図書普及促進係

E-mail : [kyokasyo@mext.go.jp](mailto:kyokasyo@mext.go.jp)